

## 第4回 安中市景観計画策定委員会 議事概要

- ・開催日：令和3年2月24日（水）
- ・出席委員：10名（欠席委員5名）
- ・議事内容：次のとおり

### 3 議題

#### （1）第3回景観計画策定委員会 開催報告

##### ○委員

形式を表す「アプト式」の記載、固有名詞である「アプトの道」との書き分けについて、注釈をいれてはどうか。

##### ○事務局

注釈を追加する。

##### ○委員長

P17に「アプト式」・「アプトの道」両方記載されているので、「P10の注を参照」などとしてほしい。

##### ○委員

策定委員会を欠席した際のフォローアップを細かく行ってほしい。

##### ○事務局

承知した。

##### ○委員

景観形成の方針がゾーン毎となっているが、地域毎に住・商・工など必要な施設があり、細かく分かれるため、そうした視点で景観を考えてほしい。

##### ○委員長

ゾーンの考え方はエリアの特徴を認識した上で、その景観を際立たせていく考え方としている。頂いたご意見と計画内容は矛盾していないと思うがどうか。

##### ○委員

地域のエレメントをもっと強調してほしい。

##### ○委員長

検討案はそれぞれのまちの良さをしっかりと踏まえつつ考え方を整理していると思う。最終形に向けてご意見を頂きながら議論し、まとめていけたらと思う。

#### （2）眺望点の検討について

##### ○委員

⑧の写真は時点が古いため、差し替えた方が良い。現在は太陽光発電施設が設置されている。

○事務局

承知した。

○委員

「妙義山」と記載すると、どこが所管している部分を指しているかが分からないため、「国定公園妙義山」としてはどうか。

○事務局

本市から見える妙義山は市外の部分が多いことは承知している。「妙義山」は、眺める対象としての妙義山を意味しており、あえて国定公園部分に限定することは考えていなかったが、記載した方が良いか。

○委員

以前、団体紙に妙義山を載せたところ、他の自治体から苦情を受けた経緯がある。「国定公園妙義山」であれば、苦情が出ても問題ないと思う。

○副委員長

視点場として記載する場合は、「国定公園妙義山」などとして場所を明確に示す方が良いと思うが、どうか。

○事務局

現時点では妙義山に視点場を位置づける考えはない。

○委員長

国定公園であることは妙義山の属性の1つであり、眺める対象としての妙義山はもっと広いため、あえて国定公園としなくて良いと思う。

○委員

国定公園とする場合は「妙義荒船佐久高原国定公園」となる。

○事務局

市民アンケート結果で妙義山が多く回答されているが、その際も特にエリアを区切らず伺っている。

○委員長

「妙義山」とした方が分かりやすいように思う。

○委員

妙義山のどの部分を指すかが重要なのか。

○委員

安中市の代表的な景観として妙義山を挙げているが、妙義山を所管するのは富岡市・下仁田町であり、苦情が挙げられた経緯もあることから、国定公園とした方が良いのではないかと考えている。

○委員長

景観は行政区域で切れるものではないので、問題ないのではないかと思います。

○委員

安中の景観という以上は安中の所管する区域でないと、隣接自治体は苦情を出す。隣接自治体から景観を借りる形になるため、「国定公園妙義山」としておけば問題なくなると思う。

○事務局

P15に「妙義山は安中市・富岡市・下仁田町にまたがり」と記載している。本市から見える部分がどの自治体の区域かは特にこだわる必要がないと思うがどうか。

○委員

安中市がこだわらなくても、隣接自治体がこだわっていることが考えられる。

○委員長

妙義山が安中市の所有物であるかのような記載がなければ問題無いと思う。そうした形で整理していただくということでどうか。

○委員

借景しているということは堂々と表現し、隣接自治体に配慮することはあっても良いと思う。

○委員長

配慮は必要と思うが、「国定公園妙義山」とすることが、配慮になるのかどうかは現時点では分からない。

○委員

配慮は必要と思うが、国定公園とつけると、その他の行政上の仕分けがされている地名についても全て同じような表現としないと記載の統一感がなくなってしまう。そのため、眺望点のカルテ上で借景であるとわかるように記載してはどうか。

○事務局

妙義山は山を見る場所によって、どこの自治体に含まれる部分かが変わってくる。そのため、妙義山は富岡市や下仁田町に含まれる部分があるという旨を注釈で付ける形が良いと思う。

○委員長

承知した。事務局で案を作成していただき、次回委員会で報告してほしい。

○委員長

「視点場」と「眺望点」という言葉が混在しているが、使い分けているのか。

○事務局

使い分けていないため、精査する。

○委員

市内には妙義山だけでなく、歴史的価値の高い街道や宿場に加え、中山道の石垣な

ど保存すべき遺跡が多くあるため、眺望点に加えた方が良い。

○委員長

眺望点には中山道の杉並木なども含まれており、妙義山だけでないことをまずご理解頂きたい。一方で、坂本宿のビスタ景など、眺望点として入れておいて良いものもまだあるため、吉田委員のご意見を踏まえ検討してほしい。

○委員

東山道は、行事も行っており歴史遺産として重要なものであるため、景観計画に記載して景観整備を行った方が良い。

○委員

紙の貴重な財産を保全するため、開発を制限するという面で景観条例を活用してほしい。史跡を保全するには大変な予算が必要となるので、予算がつけられるかを確認してほしい。景観への配慮とあるが、歴史・文化を保全することが重要で、見た目のデザインだけ行ってもロケ村のようになってしまうだけだと思う。大膽となる部分を確認してほしい。

○委員長

景観づくりは単に見た目だけでなく、人々の生活が大きく含まれている。その前提となる考え方を計画の目的でふれておいた方が良い。見た目をきれいにするだけでなく、最終的に市民が暮らしやすいまちをつくることが目標であるという点を記載しておくが良い。

○委員

賛成である。

○委員

市の歴史・文化を景観に活かすと良いと思う。一方で、古いものだけにこだわって、今の人が生活しづらくなるとは意味がないので、そういった点は理解してほしい。

○委員長

計画にも景観資源の地図を載せて、しっかり把握した上で計画策定しているということがわかる構成とした方が良い。その中に石垣なども追加できると良い。

○事務局

景観資源については資料編に整理しようと考えているがどうか。

○委員長

景観資源の地図は本編に載せた方が良い。次回委員会で案を示してほしい。

(3) 景観形成のための行為の制限について  
(届出対象行為について)

○委員長

都市計画区域外は建築確認を行っていないのか。

○委員

都市計画区域外は住宅等の小規模なものは建築確認不要だが、ある程度大きいものは必要である。

○委員

届出対象行為には量的な規制だけでなく、質的なものは含まれるのか。

○委員長

届出対象行為は、建築等を行う際に遵守していただく基準ではなく、届出が必要となる行為の規模を示すものである。委員がおっしゃる質的な内容については、後段の景観形成基準の中で整理されている。

○委員

量と質は切り離せない。景観形成には、保全する・ある程度許容する・まったく新しいものを創っていくパターンがあるが、市としてはどういう景観形成をしようとしているのか。

○委員長

計画に記載されているように、保全、又は新しく創るのいずれかだけということではなく、状況に応じて使い分けていくこととなる。その中で、説明のあった基準については、建替や修繕を行う際に周辺に配慮していただくということを定めているもので、保全や配慮いった内容が案の中では対応できていると思う。記述として問題があるのは具体的にどのあたりか。

○委員

歴史・文化の概念、デザインコンセプトが足りないので加えてほしい。

○委員長

では、「はじめに」の景観計画の目的と、景観形成の目標部分について、事務局と議論させていただく。たたき台を作って次回委員会で審議する。

○委員長

屋外広告物の届出対象行為について、現時点では高さ 15m を超えるものが対象外になっているということか。

○事務局

群馬県屋外広告物条例で、15m を超えるものが基準となっている。

(景観形成基準について)

○委員長

資料7で挙げている建物は、届出対象となる規模に含まれていないものが多いのか。

○事務局

500 m<sup>2</sup>を超えていない建物には届出対象となる規模に満たないものもある。

○副委員長

色合いや明るさによって見え方が違うが、色彩基準として一律に彩度で縛るのが良いのか。

○委員長

色相毎に検討した方が良いということか。

○副委員長

その方が良い。

○事務局

検討する。

○委員

色彩の基準を定めるにしても、市としてどのような色が良いかを決めないと定められないのではないのか。

○委員長

委員の意見はもっともだが、この基準の目的は市にとって望ましい色相を考えて誘導していくためではなく、まずはあまりにも周辺と調和しないものを排除するということであると考えてほしい。

その上で、重点区域などを定め、エリア毎にどういう景観をつくっていくかという細かい議論を行って行くことを考えている。

○委員

個人の意思は尊重しないということか。

○委員長

そうではない。良好な景観形成をしていくために、あまりにも周辺と調和しないものはやめようというもので、その範囲内で自由度がある。景観計画には、市として重要と考えているものを共有し、建築等を行う際にどのようにすれば周辺景観に貢献できるかを考えるための材料という側面もある。

○委員

個人を尊重するため、そうした形でなくて良いのではないかと思う。

○委員長

それでは、景観計画を策定すること自体の意味がなくなってしまう。

景観は、憲法に規定する公共の福祉と捉えられるようになってきている。そのため、景観法ができ、景観を守る取組が進めることとなった。これは、多くの人々が大事だと思うものを尊重することである。

○委員

ある程度は計画に沿って建築等を行うと思うが、個人やまちに合った形の制限でないと反発が出てくると思う。

○委員長

規制する内容ばかりが列記されているような構成にはなっていないと思う。

景観は場合によって良い・悪いが変わるため、一律に基準を決めることができない。そのため、計画は非常に緩やかな内容となっていて、景観づくりを考えるきっかけにしてほしい。まずは、そうして目的であることをご理解いただきたい。

○委員長

景観計画をつくって終わりではなく、計画を運用しながら安中市にとって大切な景観が何かということを経続的に考えていけると良いと思う。

(4) 景観重要公共施設について

○委員長

本計画において景観重要公共施設は位置づけないのか。市が所管する施設であれば市内調整で指定可能ではないか。位置づけられるものであれば、当初計画から位置づけてほしい。

○事務局

指定する予定はないが、公園は市の所管であるため検討する。

○委員

景観重要公共施設の対象と公共施設に市役所や支所は含まれるのか。

○事務局

景観重要公共施設は道路・河川などが対象であり、建築物は対象ではない。建築物は景観重要建造物の対象である。

○委員

継続的に景観づくりができるような場を設けてほしい。

○委員長

計画の実現に向けた進め方に関しては、次回委員会で議論することとなると思う。

4 その他

○委員

歴史的にも優れた安中市の文化・教育をまちなみ景観に取り入れることはできないか。また、現在のこっていない史跡についても、復元して景観に取り入れることはできないか。

○委員長

目に見えない文化・歴史については、景観計画を運用していく過程で普及・啓発やテーマを盛り込んだ議論が考えられるが、計画に直接その内容が出てくるわけではないと認識している。

○事務局

今回は、市内のすばらしいものを踏まえた基本的な方針の策定を目標としている。計画策定後に重点区域等を設定し、区域内で議論を深めて行くような発展の仕方を考えている。

○委員

安中市は他に類のない特徴のある地形を有しているため、地形が一目瞭然で見分ける赤色立体地図を掲載してはどうか。

○委員長

P11の地形図では必要な情報を表現できていないということか。

○委員

立体的な図にすることで他とは違った地形であることが分かる。

○委員長

掲載すべきデータと、どのように掲載すれば良いか事務局に対し情報提供をお願いしたい。

以上